

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第81号

# 川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年川崎市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の保有個人情報目的外利用等届出書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信をもって、当該保有個人情報目的外利用等届出書の届出に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該保有個人情報目的外利用等届出書とみなす。

第11号様式、第22号様式及び第29号様式中

「□健康保険被保険者証」

を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。